

# 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法	法令の番号	昭和28年法律第114号					
許認可等の種類	衛生管理責任者の設置	根拠条項	第7条第1項、第5項					
審査基準	<p>と畜場の管理者は、と畜場を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、衛生管理責任者を置かなければならない。ただし、と畜場の管理者が自ら衛生管理責任者となつて管理すると畜場については、この限りでない。</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、衛生管理責任者となることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 獣医師</li> <li>二 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者</li> <li>三 学校教育法第47条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、と畜場の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、都道府県又は保健所を設置する市が行う講習会の課程を修了した者</li> </ul>							
受付機関	食肉衛生検査所	処理機関	生活衛生課	交付機関	食肉衛生検査所	標準処理期間	15日	目次 NO
						標準経由期間	7日	